

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名

校舎管理業務委託(駐在)

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

校舎内の巡回及び最終確認

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

平日16時55分から19時25分まで

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所(所在地): 石川県河北郡津幡町庄口79-1

氏 名(名 称): 公益社団法人 津幡町シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

見積書の提出が1施設のみで、予定価格の制限の範囲内であったため。

4 契約年月日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 契約金額

¥522,160.-

6 担当課

住 所: 石川県河北郡津幡町加賀爪ヲ45

所 属: 石川県立津幡高等学校

連絡先: TEL076-289-4111 FAX076-288-4168